

許さない



- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・ストーカー行為等
- ・売買春
- ・性犯罪
- ・夫・パートナーからの暴力

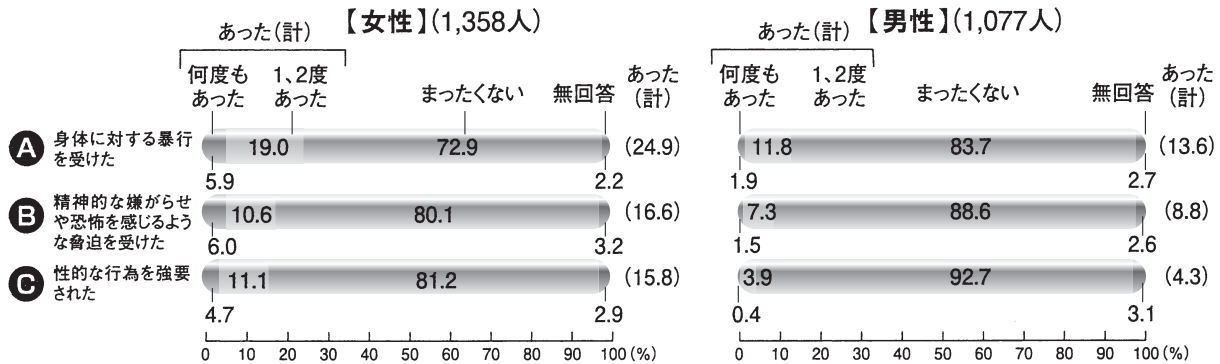
女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

11月12日(木)～25日(水) 女性に対する暴力をなくす運動

人は誰でも安全に、安心して自分の意思を大切にしながら生きる権利があります。しかし、世の中には、他人の気持ちを無視して、一方的に嫌がる事をしたり、気持ちを傷つけたり、力で言うことをきかせようとしたりする人がいます。こうした行動を「暴力」と言います。

暴力の被害実態や、男女の置かれているわが国の社会構造を見ると、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があるため、国が主唱し、取り組む運動です。

● 配偶者からの被害経験



女性の4人に1人が身体的暴行を受けている

※「男女間における暴力に関する調査」結果より（平成21年3月公表 内閣府）

● 配偶者からの暴力に関する相談件数

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

| | 総数 | 女性 | | 男性 | |
|--------|---------|---------|---------|------|--------|
| | | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) |
| 平成16年度 | 49,329件 | 49,107件 | (99.5%) | 222件 | (0.5%) |
| 平成17年度 | 52,145件 | 51,770件 | (99.3%) | 375件 | (0.7%) |
| 平成18年度 | 58,528件 | 58,020件 | (99.1%) | 508件 | (0.9%) |
| 平成19年度 | 62,078件 | 61,636件 | (99.3%) | 442件 | (0.7%) |
| 平成20年度 | 68,196件 | 67,660件 | (99.2%) | 536件 | (0.8%) |

※内閣府の調査によります。

(2) 警察における対応件数

| | | |
|-------|---------|---|
| 平成16年 | 14,410件 | ※警察庁の調査によります。対応件数とは、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数をいいます。 |
| 平成17年 | 16,888件 | |
| 平成18年 | 18,236件 | |
| 平成19年 | 20,992件 | |
| 平成20年 | 25,210件 | |

※DV＝ドメスティック・バイオレンス
夫婦やパートナー間など親しい間柄でふるまわれる暴力。
※デートDV＝高校生や大学生など、若年者の恋人同士の親しい間柄でふるまわれる様々な暴力。

増加し続けるDV相談件数 相談者は圧倒的に女性

配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設数 全国に186箇所設置（平成21年8月現在報告状況）

● まずは相談してみませんか

町内の相談機関は、最終ページの「お知らせコーナー」をご覧ください。
県内は、下記の表をご覧ください。

| 相談機関 | 電話番号 | 受付 |
|------------------------------------|--------------|--|
| 松伏交番（吉川警察） | 991-2900 | 緊急の場合は110番 |
| 埼玉南福祉保健総合センター | 048-738-2132 | 月～金(祝日を除く)午前8時30分～午後4時 |
| 吉川警察生活安全課 | 048-958-0110 | 緊急の場合は110番 |
| With Youさいたま 埼玉県男女共同参画推進センター相談室 | 048-600-3800 | 月～土 午前10時～午後8時30分 (日・祝・年末年始・第3木曜日を除く) |
| 婦人相談センターDV相談室 | 048-600-6060 | 月～土 午前9時30分～午後8時30分 日・祝 午前9時30分～午後5時(年末年始・第3木曜日を除く) |